ルナハイツ代官町No.１
管理組合理事選任細則

第２．０版

ルナハイツ代官町No.１管理組合

平成２６年１２月１４日　新規

令和　４年１２月１１日　改定

改定記録

日付	更新者	版	改定条	改定履歴
2014/12/14	20 期 理事会	1.0	全条	20 期総において承認され新規作成
2022/12/11	理事会	2.0	第３条	２項追加
〃	〃	〃	第５条	追加

第１条　この理事選任細則は、ルナハイツ代官町No.１組合規約（以下「規約」といいます。）第３５条に基づき、理事長、副理事長兼会計担当理事及び監事（以下「役員」といいます。）の選任に関し必要な事項を定めることを目的とします。

第２条　役員の選任は、次期組合に理事長、副理事長兼会計担当理事の２理事を毎期選出し、監事に関しては、前期理事長が就任し前期の理事業務引継ぎを円滑化する事とする。

第３条　１　役員の任期は１年とします。ただし、理事長及び翌期監事に関しては、同一役員が２年連続して役職を変更し任務する事とする。

２　任期中に上記の役員が組合員資格を喪失した場合、早急に欠員の補修を行うこととする。

監事が組合員資格を喪失した場合は、前期の副理事長が就任する事とする。但し、これが困難な場合は（任命基準は特に設けない為）状況を勘案し理事会が補欠監事の任命基準を策定し、速やかに対処する事とする。

第４条　理事長、副理事長兼・会計理事を担当する役員を、次期理事会開始前に、前期理事会が選出する。 選出方法については、基本的に各階から１戸を輪番により選出する。過去の輪番結果については補足を参照。　また、理事長、副理事長兼・会計理事の就任については役員内で選出決定する。

第５条　上記の規定に拠することが困難な事態が発生した場合は、適宜かつ速やかに理事会が対処する事とする。

２　この細則は平成２６年１２月１４日から施行するものとする。

補足：２００５年からの役員選出状況

戸＼年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
501			理事長			会計			協力	協力
402				会計			理事長			理事長
401		監査				監査				協力
303	監査				会計			会計		
302				理事長			監査			会計
301		理事長			監査				会計	
203	会計			監査				理事長		
202			監査				会計	協力	協力	協力
201		会計			理事長				監査	
103								監査		
102			会計			理事長				監査
101	理事長								理事長	